

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

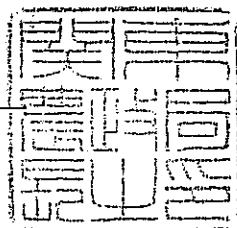
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分がかったことを知った日から60日以内（処分がかったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

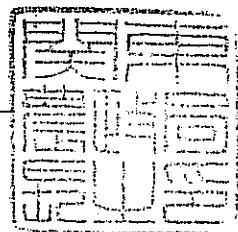
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令 18 関計第 296 号

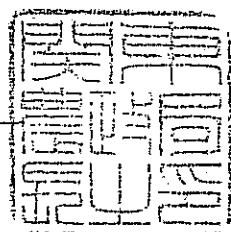
申請人 千葉県流山市 [REDACTED]

(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

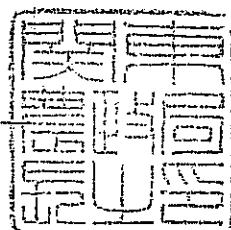
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

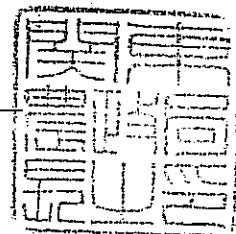
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

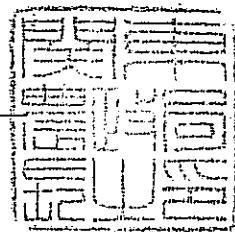
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

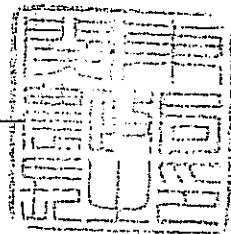
農林水産省指令18関計第296号

申請人 東京都東葛飾郡[REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

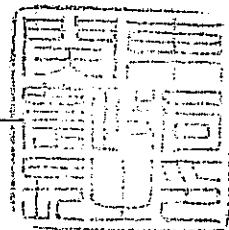
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

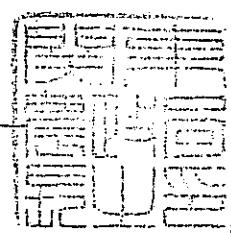
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

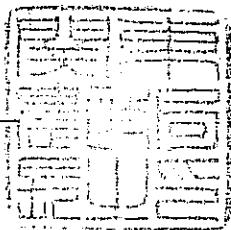
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることができます。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

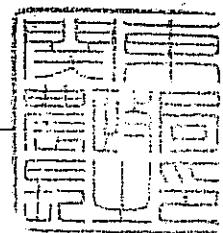
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

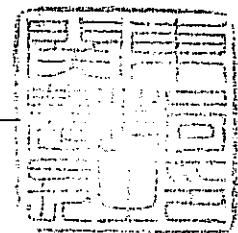
申請人 千葉県流山市 [REDACTED]

(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

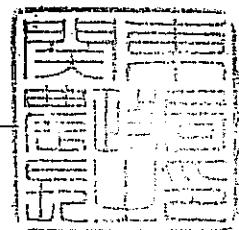
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県我孫子市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

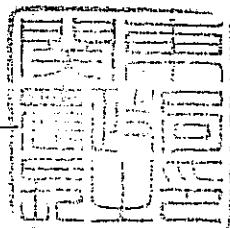
申請人 千葉県流山市 [REDACTED]

(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分がかったことを知った日から60日以内（処分がかったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

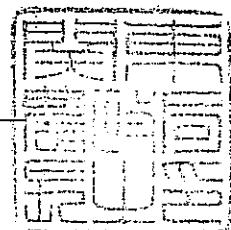
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることができます。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

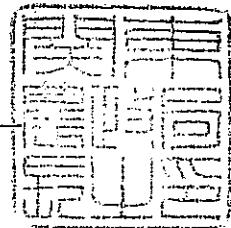
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

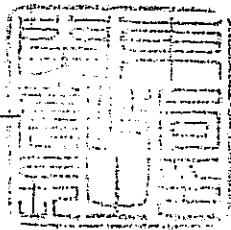
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第
5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分がかったことを知った日から60日以内（処分がかったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

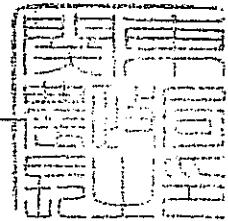
農林水産省指令 18 開計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

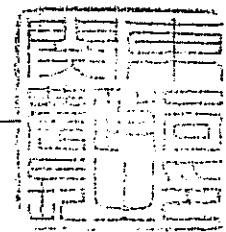
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

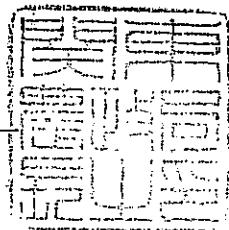
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

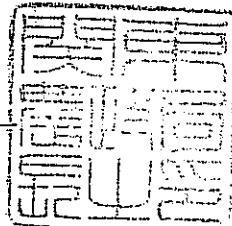
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第
5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

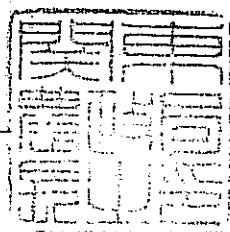
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

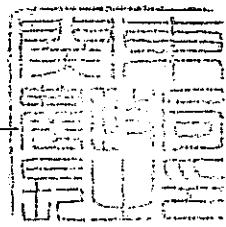
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

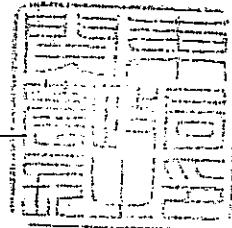
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

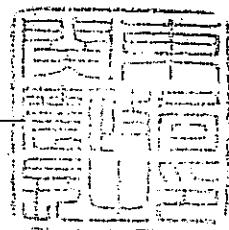
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

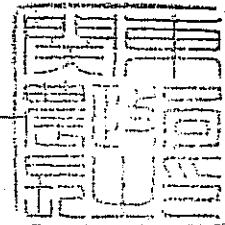
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申 請 人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第
5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

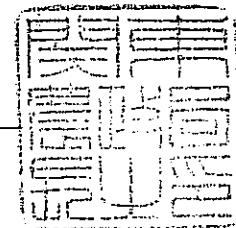
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

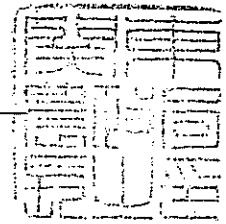
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

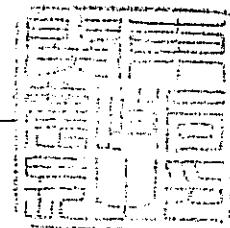
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

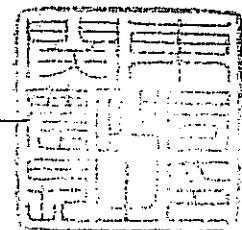
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一

記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

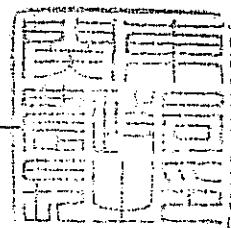
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

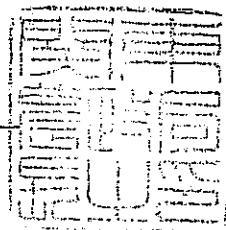
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

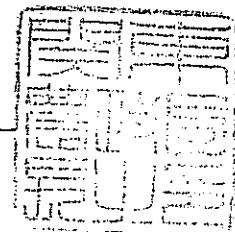
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

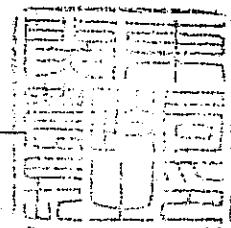
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公告等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

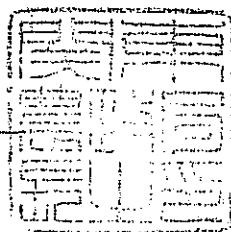
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設。

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

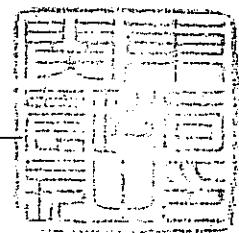
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

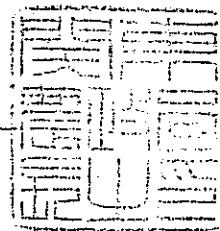
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

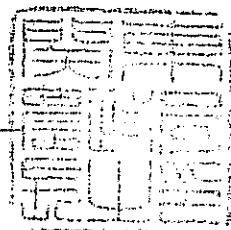
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

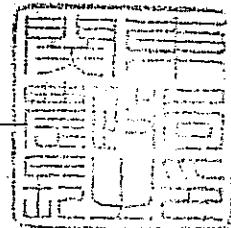
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

○ 関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設。

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分がかったことを知った日から60日以内（処分がかったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

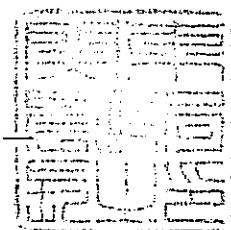
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設。

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

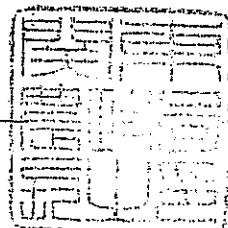
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

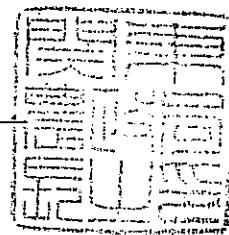
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

- 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

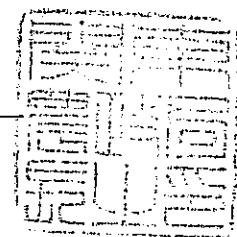
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

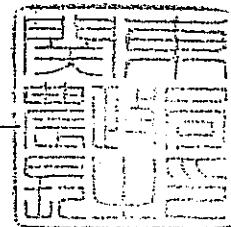
申請人 千葉県流山市 [REDACTED]

(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分がかったことを知った日から60日以内（処分がかったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

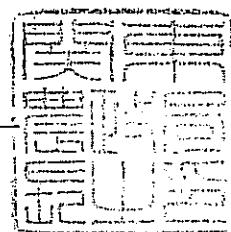
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

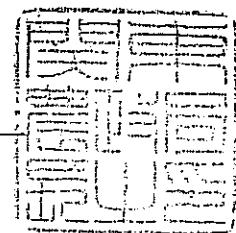
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申 請 人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

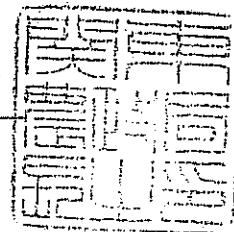
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

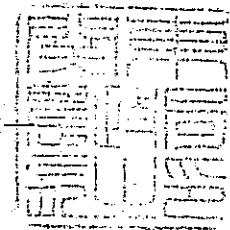
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

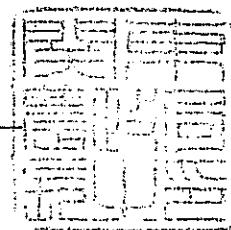
農林水産省指令 18 関計第 296 号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成 18 年 10 月 12 日付けをもって申請のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成 18 年 11 月 27 日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

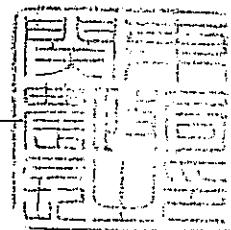
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

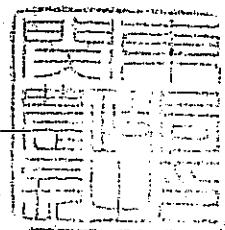
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

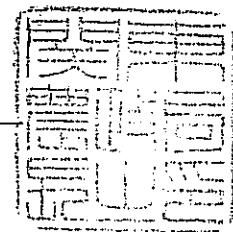
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申 請 人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第
5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公告等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

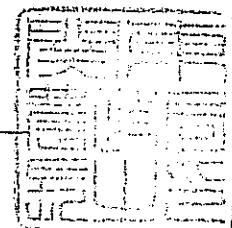
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

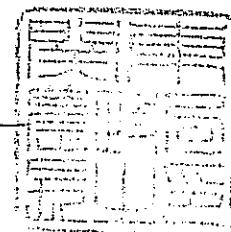
申請人 千葉県流山市 [REDACTED]

(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

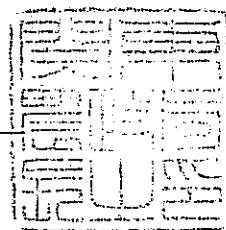
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分がかったことを知った日から60日以内（処分がかったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

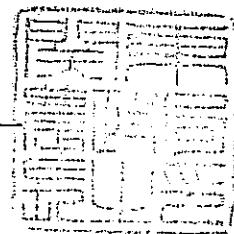
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

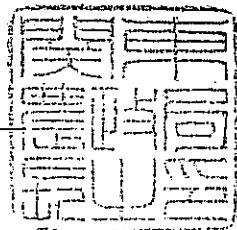
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県流山市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局长を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県松戸市 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健一

記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公告等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

農林水産省指令18関計第296号

申請人 東京 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健一



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

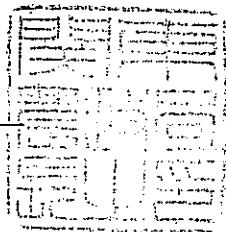
農林水産省指令18関計第296号

申請人 東京都 [REDACTED]
(譲渡人) [REDACTED]

○ 平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

○ 関東農政局長 伊藤健



記

1 所有权の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

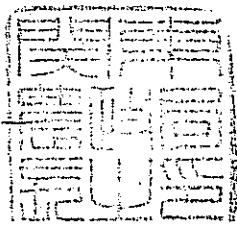
農林水産省指令18関計第296号

申請人(譲渡人) 流山市

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用途

物流倉庫施設の建設

3 条件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求することはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請することができます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

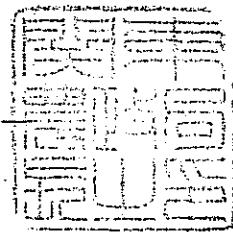
農林水産省指令18関計第296号

申請人 千葉県千葉市中央四丁目13番28号
(譲渡人) 千葉県道路公社

平成18年10月12日付けをもって申請のあった農地法第5条第1項の規定による許可の申請は、別記により許可する。

平成18年11月27日

関東農政局長 伊藤健



記

1 所有権の移転を許可する土地の表示

2 用 途

物流倉庫施設の建設。

3 条 件

申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

(注意事項)

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第83条の2の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは、相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置等をとるべきことを命ずことがあります。

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1関東農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、直接農林水産大臣に提出することもできます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第85条第6項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6箇月以内であっても、裁決の日から 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第 85 条の 2 の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。① 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。